

参 考 資 料

○日南市準備委員会会則	P 1
○（宮崎県）広報基本方針	P 6
○（宮崎県）広報基本計画	P 7
○（宮崎県）県民運動基本方針	P 9
○（宮崎県）県民運動基本計画	P 10
○（宮崎県）競技運営基本方針	P 12
○（宮崎県）競技施設整備基本方針	P 13
○（宮崎県）競技用具整備基本方針	P 14
○（宮崎県）式典基本方針	P 15
○（宮崎県）宿泊基本方針	P 17
○（宮崎県）宿泊基本計画	P 19
○（宮崎県）医事・衛生基本方針	P 22
○（宮崎県）医事・衛生基本計画	P 23
○（宮崎県）輸送・交通基本方針	P 25
○（宮崎県）輸送・交通基本計画	P 27
○（宮崎県）警備・消防・防災基本方針	P 32

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 1 1 日
設 立 総 会 決 定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- （１）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （２）競技会の開催に係る準備に関すること。
- （３）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （４）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （５）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （６）その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- （１）日南市を代表する者
- （２）日南市議会を代表する者
- （３）関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （４）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 5名以内 |
| (3) | 常任委員 | 35名以内 |
| (4) | 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第6条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

- 第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

- 第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

- 第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

- 第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長

が別に定める。

（解散）

第 20 条 準備委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、令和 5 年 7 月 1 1 日から施行する。

（経過措置）

2 準備委員会の令和 5 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 広報基本方針

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成31年1月31日
第3回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指すとともに、大会開催と宮崎の魅力を全国に発信するために、次のとおり実施する。

- 1 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、神話や伝統、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、宮崎の多彩な魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめ、大会開催の成果を「未来のみやざき」づくりにつなげる。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 広報基本計画

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成31年1月31日
第3回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動については、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソング等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 大会ガイドブック等の作成
- (4) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物（広報誌等）の活用
- (5) 広報グッズ等の作成

3 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報を実施する。

- (1) 広告塔、歓迎塔等の設置
- (2) のぼり、横断幕、懸垂幕等の設置
- (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

4 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及び多様なメディアの活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報活動の推進
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の広報活動の活用
- (3) ホームページやソーシャルメディア等による広報活動の推進

5 イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等において実施する各種イベントにおけるPR活動等の実施

6 映像による広報

PR映像を活用した広報を実施する。

- (1) 広報用映像の制作及びインターネット等での公開
- (2) 前回大会（日本のふるさと宮崎国体）や先催県の大会映像（DVD等）の貸出

7 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

8 参加章等の作成

大会の開催を記念し、参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章、記念章の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

9 その他

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 県民運動基本方針

令和2年2月17日
第5回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民運動は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会の実現を目指して、次の方針に基づき展開する。

この大会の開催を契機に、スポーツの普及・振興を図り、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組むとともに、本県の多彩な魅力の発信やスポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国へ向けて発信する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 県民運動基本計画

令和4年8月22日
第10回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の具体的取組により、大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
 - (1) 総合開・閉会式の運営や出演、炬火イベント等への参加
 - (2) 競技会場での観戦や選手の応援
 - (3) ボランティア活動への参加
 - (4) 募金や企業協賛による協力
- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
 - (1) 明るい挨拶と親切、丁寧な対応で来県者を歓迎
 - (2) たくさんの花ときれいな町づくり
 - (3) のぼり旗や横断幕、案内看板等による歓迎・応援
 - (4) 郷土料理や御当地グルメ、特産品でのおもてなし
- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
 - (1) デモンストラレーションスポーツや各種スポーツ大会・イベント等への参加
 - (2) 県内で行われる各種スポーツ大会・キャンプ等の観戦や応援
 - (3) ライフステージに応じた日常的なスポーツ活動の実践
- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。
 - (1) 豊かな自然や歴史、文化、食などの宮崎の多彩な魅力紹介
 - (2) 地産地消の推進や宮崎の郷土料理、御当地グルメ等の紹介
 - (3) 地域ブランドの積極的なPR

推進スケジュール（予定）

年 度	主 な 事 業 内 容
令和4年度 (2022年度) 【5年前】	[開催内定] ・ 県民運動基本計画策定 ・ 県民運動アクションプログラム策定
令和5年度 (2023年度) 【4年前】	・ 募金開始 ・ 各種県民運動の開始
令和6年度 (2024年度) 【3年前】	[開催決定] ・ 企業協賛開始 ・ 情報支援ボランティア募集・登録開始 ・ 広報ボランティア募集・活動開始
令和7年度 (2025年度) 【2年前】	・ 情報支援ボランティア養成開始 ・ 大会運営ボランティア募集・登録開始・ 養成開始
令和8年度 (2026年度) 【1年前】	・ リハーサル大会での実践活動
令和9年度 (2027年度)	[開催年] ・ 本大会での実践活動

県民運動基本方針・基本計画に基づく活動の推進

第81回国民スポーツ大会（宮崎県）競技運営基本方針

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成31年1月31日
第3回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

- 1 正式競技、公開競技及び特別競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。また、デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。
- 2 正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会の定める国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準及び第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針に基づき行うものとする。
- 3 競技用具は、第81回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針に基づき、競技運営に支障がないよう県及び会場地市町村において計画的に整備する。
- 4 競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。
- 5 競技会の運営能力の向上を図るためにリハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の大会及び各種競技に対する関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。
- 6 その他、競技運営の諸企画及び実施に当たっては、競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

第81回国民スポーツ大会（宮崎県）競技施設整備基本方針

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成29年10月30日
第1回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請するとともに、やむを得ず施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定し、大会終了後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。

第81回国民スポーツ大会（宮崎県）競技用具整備基本方針

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成31年1月31日
第3回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

- 1 競技用具の整備に当たっては、第81回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針及び同細目並びに別に定める第81回国民スポーツ大会競技用具整備計画に基づくものとする。
- 2 競技用具の整備に当たっては、県と会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体と連携の上、推進するものとする。
- 3 競技用具は、原則として県及び会場地市町村並びに県競技団体が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。
- 4 一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を越えて整備しなければならないものについては、別に定める。
- 5 購入する競技用具の保管及び大会終了後の利活用については、県及び会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県)式典基本方針

令和4年8月22日
第10回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「紡ぐ感動 神話となれ」のスローガンのもと、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 「チームみやざき」の一員である県民が様々な形で参加し、元気・勇気・感動を共有できる式典とする。
- (2) 宮崎の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- (3) アスリートファーストの視点に立ち、簡素化を図りながらも創意工夫を凝らした式典とする。

2 式典の構成

式典は、国スポ及び障スポ(以下「大会」という。)の開・閉会式、各競技会の表彰式(以下「表彰式」という。)、炬火イベントで構成する。

(1) 大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手団入退場及び集団演技で構成する。障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第9項」の規定により構成する。障スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

(1) 大会の開・閉会式

開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。障スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、県及び会場地市町村が別に定める要項に基づくものとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 宿泊基本方針

令和3年7月5日
第8回常任委員会決定
令和4年2月14日
第9回常任委員会改正

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に應じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。
ただし、近隣市町村(原則として県内)の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団

法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 宿泊基本計画

令和4年2月14日
第9回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿泊施設の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、近隣（原則として県内）市町村旅館の利用、公共施設等の転用及び民家の利用など、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等

による連絡会議を設置する。

[障スポ]

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

[障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊本部の設置

[国スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[障スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[障スポ]

参加者の宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 医事・衛生基本方針

令和3年7月5日
第8回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 医事・衛生基本計画

令和4年2月14日
第9回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかかつ適切に対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 傷病の発生時の対応等

傷病の予防に関する啓発及び発生時の患者への対応については、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設、医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の、特に消化器系感染症の発生予防のため、宿舍、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

宿舍や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

4 環境衛生対策

(1) 会場及び生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会

場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

(3) 宿舍の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舍に対して必要な指導等を行い、宿舍の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿舍等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

5 馬事衛生対策

(1) 防疫対策

馬術競技出場馬の防疫に万全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫検査や消毒、害虫駆除等の必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努める。

(2) 出場馬の健康管理

出場馬の健康保持のため、健康検査や健康観察、装蹄等を実施し、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

(3) 厩舎等の管理運営

出場馬の円滑な入退厩、敷料等の確保や施設の衛生対策等、厩舎等の管理運営を適切に行う。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県)輸送・交通基本方針

令和3年2月15日
第7回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者(以下「参加者」という。)及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

- (1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。
- (3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県)輸送・交通基本計画

令和4年2月14日
第9回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

[国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

[障スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未滿の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舍の間とする。

[障スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手及び役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散の方法

大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舍の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[障スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺のバス乗降状況、宿舍及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舍間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[障スポ]

指定乗降地と宿舍間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[障スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[障スポ]

選手、役員等の宿舎又は指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[障スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 警備・消防・防災基本方針

令和5年2月1日
第11回常任委員会決定

1 趣旨

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という）における警備・消防・防災対策については、警察、消防、医療等の関係機関及び団体との緊密な連携のもとに、警備・消防・防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な両大会の運営が行われるよう万全を期するものとする。

2 実施区分

(1) 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「会場等」という。）における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関及び団体の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

会場等の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関及び団体との連絡調整

県及び会場地市町村は、関係機関及び団体と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防・防災対策の円滑な推進を図る。